

住民税非課税世帯等に10万円を給付 「生活支援臨時特別給付金事業」を開始します

新型コロナウイルス感染症の長期化により、厳しい状況にある世帯の生活・暮らしを支援するため、住民税非課税世帯や家計急変世帯を対象に10万円を給付する「生活支援臨時特別給付金事業」を実施します。

- ▼給付額 1世帯当たり10万円
- ▼申請期限
- ①住民税非課税世帯 通知を発送した日から3か月経った日
- ②家計急変世帯 令和4年9月30日

町総務課 ☎052・5332

臨時議会で 一般会計補正予算などが可決

12月27日、令和3年第6回町議会臨時会が開催され、新型コロナウイルス感染症対策事業に関する「令和3年度一般会計補正予算」が可決・承認されました。

- ①に該当する者以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、世帯員全員それぞれの1年間の（給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入の経常的な）収入見込額が住民税の非課税となる水準に相当する額以下である世帯
- ※①、②に関わらず、住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く
- ▼申請方法
- ①住民税非課税世帯 対象と思われる世帯に送付している確認書等に、必要事項を記入のうえ関係資料を添付し返信用封筒で返送
- ②家計急変世帯 町総務課または町ホームページから申請書を取得し、記入のうえ関係資料を添付し町総務課へ提出

- ◆新型コロナウイルス感染症対策事業一覧
- ◆子育て世帯臨時特別給付金事業 ……8,480万円
- ◆あつたか生活応援事業…2,122万円
- ◆臨時福祉灯油等助成金支給事業 ……819万円
- ◆生活支援臨時特別給付金事業 ……1億6,310万円
- ◆稲作経営安定支援事業…2,637万円

行政相談委員の鍋谷鶴芳さんが 総務大臣表彰を受賞



このほど、行政相談委員の鍋谷鶴芳さん（69歳・築地町）が総務大臣表彰を受賞され、1月11日に町役場で表彰式を行いました。

鍋谷さんは、行政相談委員業務に20年以上従事されており、自宅で相談を受け付けているほか、特設相談所の開設や周辺町村の委員と共に行政相談委員制度の普及活動に努めるなど、地域住民の行政に対する苦情の受け付けやその解決に多大な貢献をされています。

下田明敏さん(秋田市在住)が 消防署に講習会用の備品を寄贈



このほど、下田明敏さん（65歳・秋田市在住）が、五城目消防署にプロジェクターやスクリーン、スピーカーなどの備品を寄贈されました。

下田さんは、五城目消防署が実施する、町内小中学生を対象とした応急手当普及啓発活動を応援しようという思いから、啓発活動をはじめ、救命講習等にも活用できる備品を寄贈されました。

町社会福祉協議会と本町が 災害ボランティアセンターの運営等に関する協定を締結



協定書に署名を行った渡邊町長と町社会福祉協議会会長の佐藤満さん。

12月23日、本町と町社会福祉協議会が「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」を締結しました。災害ボランティアセンターは、大規模災害発生時に必要となる災害ボランティアの受け入れの調整を行う拠点です。町地域防災計画では、災害ボランティアセンターを町社会福祉協議会が設置することと定め、これまでも合同で訓練を実施してきましたが、今回の協定の締結で互いの役割がより明確になり、平時からの備えが強いものとなりました。

安全安心なまちづくりへ決意新たに 交通指導隊・防犯指導隊合同初出動



渡邊町長へ決意のこたばを述べる町交通指導隊隊長の金子さん。

1月6日、町役場で「町交通指導隊・町防犯指導隊合同初出動」を実施しました。初出動には、両隊から合わせて8人が参加。町交通指導隊隊長の金子愛子さんが「地域に寄り添いながら、交通死亡事故が起きないよう各種活動に励んでいく」と、町防犯指導隊隊長の畠山弘志さんが「関係者で協力し合い、犯罪の起こりにくい地域づくりを推進する」とそれぞれ決意のこたばを述べ、気持ちを新たに、交通安全活動や防犯活動に取り組んでいくことを誓いました。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため 町民の皆さまへのお願い

- 従来よりも感染力が強いオミクロン株を含め新型コロナウイルスの感染者数が全国的に急拡大しており、秋田県でも1日の感染者数が150人を超え、感染警戒レベルを「2」から「3」に引き上げたことから、感染防止対策の徹底に努めるようお願いします。
- まん延防止等重点措置区域との不要不急の往来は避ける。
- 上記以外の地域との往来は訪問先等の感染状況を踏まえて慎重に判断する。

- 従来と同様に手指の消毒、正しいマスクの着用、こまめな手洗い、うがい、三密の回避といった基本的な対策を徹底する。
- 混雑した場所など感染リスクの高い場所を避ける。
- 不特定多数による飲食を伴う会食は控える。
- 咳、発熱、喉の痛み、体のだるさ、味覚、嗅覚の異常を感じたときは、無理に外出せず速やかに「かかりつけ医」に電話で相談する。

発熱などの症状があり受診を希望する場合は まずはかかりつけ医に必ず電話でご相談ください

かかりつけ医がないなど、医療機関に迷う場合は、右記の「あきた新型コロナ受診相談センター」へご相談ください。紹介された医療機関を受診する際は、必ず事前に受診先へ電話してください。

- ▶あきた新型コロナ受診相談センター（コールセンター）の電話番号
- ☎018・866・7050（24時間受付）
- ☎018・895・9176（8：00～17：00受付）
- ☎0570・011・567（8：00～17：00受付）